

監査公表第 8 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、企画政策部〔秘書広報課、地方創生特任室、政策推進課（看護専門学校）、市民協働課（男女共同参画室・市民活動支援室・男女共同参画センター）、原子力安全対策課〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年 3 月 29 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

平成28年度企画政策部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成29年 2月13日（月）

2 監査の対象

秘書広報課、地方創生特任室、政策推進課（看護専門学校）、市民協働課（男女共同参画室・市民活動支援室・男女共同参画センター）、原子力安全対策課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、引き続き必要な措置を講じられたい。

（1）各種補助金について

補助金については、補助金交付団体となる基準を明確にし、実績報告書提出の際には、源泉徴収義務や交付団体において監査役等による監査の有無など内容を確認し、適切な指導をしていただきたい。

（2）つるがふるさとサポーターについて

応援してくれる市外の人達は、敦賀市を支える大切な組織であるため、大勢の人に参加してもらうことが重要である。制度についてもっと広く周知するなど積極的な取り組みをお願いしたい。

（3）行政番組について

深夜・早朝の放送時間に関して視聴者のニーズを把握し、放送の要否や時間帯について検証し、有効な時間帯を把握する取組みをされたい。